

決算特別委員会会議録

日時 平成20年10月10日(金) 開会時間 午前10時07分
閉会時間 午後2時12分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
委員 前島 茂松 深沢登志夫 土屋 直 中村 正則
高野 剛 望月 清賢 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 木村富貴子 樋口 雄一 中込 博文
白壁 賢一 安本 美紀 仁ノ平尚子 土橋 亨

委員欠席者 副委員長 渡辺 英機

説明のため出席した者

知事政策局長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則
知事政策局次長 後藤 雅夫 知事政策局次長(秘書課長事務取扱)平出 亘
政策参事 藤江 昭 政策参事 山本 正彦 政策参事 清水 享子
広聴広報課長 田中 宏 行政改革推進課長 都築 敏雄

企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己 企画部理事 中澤 正徳
企画部次長 古屋 博敏 企画部次長(企画課長事務取扱)安藤 輝雄
企画部次長(リニア交通課長事務取扱)小林 明 県民室次長 三枝 博
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦
情報産業振興室長 小田切一正 統計調査課総括課長補佐 望月 和俊
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康
男女共同参画課長 河野 義彦

観光部長 進藤 一徳 観光部次長 清水 文夫
観光企画課長 山田 幸子 観光振興課長 堀内 久雄
観光資源課長 山下 正人 国際交流課長 窪田 克一

会計管理者 中澤 正史 出納局次長(会計課長事務取扱)窪田 守忠
管理課長 樋口 雅行 工事検査課長 山田 佳男

総務部長 古賀 浩史 防災危機管理監 花形 俊雄
総務部理事 芦澤 喜博 総務部次長 深沢 博昭
総務部次長(人事課長事務取扱)芦沢 幸彦 職員厚生課長 中澤 卓夫
財政課長 福富 茂 税務課長 渡辺 祐一 管財課長 矢島 孝雄
私学文書課長 高木 昭 市町村課長 久保田克己
消防防災課長 窪田 春樹

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 丹澤 博
県土整備部技監 宮田 文夫 県土整備部技監 河西 邦夫

県土整備部総括技術審査監 山本 力 県土整備総務課長 小幡 尚弘
 美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造
 技術管理室長 井上 和司 用地課長 飯室 博
 道路整備課長 上田 仁 道路企画室長 小池 雄二
 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 樋川 和芳
 砂防課長 宮澤 佐敏 都市計画課長 手塚 茂昭
 下水道課長 小野 邦弘 住宅課長 末木 正文
 建築指導課長 望月 等 営繕課長 山本 誠司

議題 認第1号 平成19年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時9分から午前10時29分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前10時30分から午前11時1分まで知事政策局、企画部、観光部及び出納局関係の部局審査を行い、休憩をはさみ、午後1時2分から午後2時12分まで総務部及び県土整備部関係の部局審査を行った。

質疑 知事政策局、企画部、観光部、出納局関係

(諸費について)

樋口委員 企の4ページ、企画部所管の諸費ですけれども、国際交流事業費等が計上してありますが、この手の科目名はずっと諸費という形で扱ってきているのでしょうか。昨年度のことですけれども、今年度も、あるいはこれからもそういう形で続いていくのでしょうか。

安藤企画部次長 この4ページの一番下の諸費、1億3,576万4,000円は、今年度から観光部となっております国際交流課の経費でございます、企画部にありました昨年度までは総務費の中の諸費ということで予算計上してきたと考えております。

(新たな観光振興推進体制の確立について)

樋口委員 今年度からは、観光部の所管になるということで理解してよろしいですか。わかりました。

観の4ページでありますけれども、観光宣伝費の中の新たな観光振興推進体制の確立の中身について教えてください。

堀内観光振興課長 新たな観光振興推進体制でございますけれども、現在、県の観光物産連盟という組織がございます。これは社団法人でございますけれども、そのほか、大型観光キャンペーンを推進している山梨県大型観光キャンペーン推進協議会という組織や、国際観光を推進している組織がございます、民間とか市町村からは、組織が幾つもあるとわかりにくい、負担金も重複しているのではないかと指摘を受けております。そのために、今年度、検討会議を立ち上げまして、現在、数度にわたって議論をしているという状況でございます。

樋口委員 いろいろな主体があって、それを統合してまた新たに今年度進めていくということですが、観光宣伝で9,000万円使っているという点について教えてください。成果説明書にはそうあるんですが、どういうことでしょうか。

堀内観光振興課長 9,000万円についてのお尋ねでございますけれども、1つは今申し上げたような組織、そのほか観光宣伝費が入ってございますので、そのために経費が大

きく膨らんでいるということでご理解をいただきたいと思います。

質疑 総務部、県土整備部関係

(県税の収入未済について)

竹越委員

まず、県税の収入未済について伺います。説明をいただいた資料では総1というところなのですが、別の資料のほうがわかりやすいと思うので、これは監査委員からの意見書という書類があります。その中を開くと、10ページ以降にあります。ご説明をいただいた決算説明資料では、収入未済の総額が書いてあって、主なものとして県民税、不動産取得税、自動車税とあるが、収入未済額は過去の収入未済の積み重ねがあらわれてきているものと見ていいのか。

その中で、前年度の収入未済の中で19年度不納欠損したものは除き、また新たに収入未済が発生したものを足し合わせたもの、積み重ねたものが収入未済額と見てよろしいのでしょうか。

渡辺税務課長

ただいま竹越委員がおっしゃられましたとおり、この収入未済額につきましては、19年度課税分のみではなくて、それ以前の課税の部分も含めて、全体の収入未済額ということでございます。

竹越委員

18年度に比べると19年度のほうがたしか増えていると思うんですが、トータルで幾らか教えてください。

渡辺税務課長

収入未済額につきましては、昨年度は18年度よりも1億7,528万円増えております。

竹越委員

その理由をお答えください。

渡辺税務課長

収入未済額の増加の理由でございますが、昨年度、個人県民税に所得税からの税源移譲がございました。それに伴いまして、個人県民税の収入未済額が5億1,100万円ほど増えております。それで、昨年度、特に徴収対策を強力に実施したところでございます。その他の税目については収入未済額が3億3,600万円ほど減っております。これは、個人県民税の税源が増えてパイが大きくなったということと、市町村によってですけれども、制度改正に伴って徴収が非常に困難になったという2つの要因があって、個人県民税の収入未済額が増えたのではないかと思われまます。

(県税の徴収対策について)

竹越委員

それはわかりました。

それで、徴収対策について、個人県民税については、昨年度から市町村と協力しながらという話や、自動車税については、今年度、差し押さえの簡易な方法もやっていることは聞いております。そういうふうな対策について、若干具体的に、昨年度からやっていることについてお述べいただきたいと思います。

渡辺税務課長

県税の関係の徴収対策でございますが、委員がおっしゃられていた自動車に関する差し押さえにつきましては、昨年度タイヤロック装置というものを大量に購入しまして、具体的には50台ほどなんですけれども、この装置を活用した自動車の差し押さえを強力に行っております。

それから、個人県民税の対策でございますが、個人県民税につきましては市町村が市町村民税と一緒に賦課徴収することになっております。今までは市町村に賦課徴収をお願いしていたわけなんですけれども、このように収入未済額が増えてい

る状況の中で、県も協力するという事で、今年度4月から地方税滞納整理推進機構を設置しまして、共同して徴収をするような形で徴収対策を実施しております。

竹越委員 額はそんなにじゃないですけども、ゴルフ場利用税と軽油引取税についてはどんな対策をとられているのか。

渡辺税務課長 まず軽油引取税でございますが、軽油引取税につきましては、特別徴収をとっております。元売業者あるいは特約業者が、引き取りした業者から特別徴収ということで税金分を徴収しまして、それを納付することになるんですが、商慣習と申しますか、若干回収に時間がかかる可能性があるということで、徴収猶予の制度がございます。2カ月ほど徴収猶予できるということで、年度をまたいでしまうという部分がありまして、それを除きますと100%に近い徴収率になるということでございます。なお、企業が倒産してしまっただけで回収できないということもございまして、現況では軽油引取税の場合はおおむね徴収ができるという形でございます。

一方、ゴルフ場利用税も、やはり利用の際にゴルフ場経営者が特別徴収しており、現年分はおおむね100%になっております。一部につきましては、いわゆる会社更生法等の中でまだ整理ができていないという部分で、いまだに収入未済になっているというところがございます。これは交付要求等で対応しているところがございます。

竹越委員 ゴルフ場利用税はわかりました。軽油引取税については、年度のタイムラグがあるんだけど100%。でも、この資料でいくと19年度、不納欠損が700万円ぐらいあるじゃないですか。これは時効でこうなるのかな。大体毎年このぐらいは出てくるということ？出ているということは、ほんとうに100%なの？

渡辺税務課長 当然、不納欠損している部分につきましては、最終的に徴収ができなかったということでございますので、全くゼロということにはございません。その理由は、特約業者が倒産してしまった場合に、それが最終的に終結した場合は不納欠損で落とさざるを得ないというところが実態かと思えます。

竹越委員 もう一つは、法人県民税あるいは事業税は、今まで景気は緩やかに回復基調みたいなのが合ったけれども、やはり滞納は増えていると見ていいのか。19年度、この動きはどうなんですか。

渡辺税務課長 法人の関係につきましては、申告納付制度をとっておりますが、基本的には徴収率は100%になります。ところが、収入未済で上がってくる案件と申しますのは、国税の調査等におきまして更正なり修正があった場合に収入未済が出てしまう。この場合は、事後的にはございますが、非常に経営が苦しい場合が多くて、不納欠損になってしまう可能性もございます。

(道路使用料・河川使用料の収入未済について)

竹越委員 ご説明はご説明として受けておきたいと思えます。

今度は、県土整備部についてお伺いします。同じように収入未済について、県土2ページであります。額は小さいんですけども、道路使用料あるいは河川使用料があります。3つ目の県営住宅はわかります。県営住宅の使用料だからわか

りますが、道路の占用と河川占用の占用の形というのか、どういうのが多いんでしょうか。特に収入未済として出ているものについて、どういうのが多いのか教えていただけますか。

小島道路管理課長 道路占用につきましては、個人の占用あるいは法人の占用になりますので、看板とか出入り口の占用が多い形になっていまして、72件ということになっております。9月30日現在ですと、その後の督促等によりまして、54件、146万円余の未納となっております。

竹越委員 住宅については長期、訴訟手続などもとりながら督促をし、ちゃんと法的措置を講ずるじゃないですか。道路使用料については収入を担保する手当ては何かあるのですか。

小島道路管理課長 1件当たりの使用料の額も小さいという言い方をするとおかしいところもあるかと思いますが、何万円単位のものも多く、徴収に要する経費等もございまして、現在のところは督促状の送付、あるいは直接訪問して支払いを督促するという方法をとっております。

竹越委員 確かに割り算すると1件当たりの額は小さい。だから平均値より低いものもあるから経費のほうがかかっちゃうのかもしれない。けれども、やはり占用によって利益を受けているわけだから、きちんとよく説得をすとか、あるいは占用ですから、河川に橋をかけているやつも入っているのかな、そんなのはなかなか撤去することは大変なんだろうけれども、占用状態を解消するということはできないの？

小島道路管理課長 占用物件と申しまして個人所有物でございますので、道路管理者もしくは河川管理者が直接的に撤去とか使用を禁止するような措置をすることは、現状では困難でございます。

竹越委員 もちろん県が直接やれということではなくて、督促のときには支払わなければ撤去すとか、そういうことについては当事者に通知なりなんなりしているんでしょう？

小島道路管理課長 現に使っているものをやめてくださいとはなかなか言えませんけれども、ぜひ支払いのほうをお願いしますという督促をさせていただいております。

竹越委員 それ以上追及しませんけれども、やはり住宅もそうだけれども、利益を受けていたらそれについての対価はちゃんと払っていただくように。公平だから税金だって同じだよ。額が小さいからいいというわけではなくて、これは義務として納めてもらうものは納めてもらう。特に占用なんかは利益を受けているわけだから、そういう努力は惜しまないでいただきたいと思います。

(山梨県立大学の公立大学法人化について)

県立大学のことについて伺いたい。山梨県立大学も公立大学法人化に向けての検討が19年度に行われました。それで決算審査の域を出ない程度に質問していきたいと思います。

県立大学の法人化については、肅々と進んでいると私は承知をしています。県立病院のほうはいろいろ議論がありますけれども、こちらのほうは一通り問題な

く進んでいると受けとめてはいます。いますけれども、あまり議会の中で議論がなかったようにも思っているの、幾つか確認をさせていただきたいと思います。検討委員会の報告を受けて、いずれ大学についても議決案件として出されるのでしようが、しかし法人化するという県の姿勢を決めたのはどの時点であるのか。

高木私学文書課長 竹越委員の質問にお答えいたします。県のほうで決めた時期でございますけれども、昨年の12月に「チャレンジ山梨行動計画」及び「山梨県行政改革大綱」の中に位置づけたということでございます。ということで昨年の12月ということになると思います。

竹越委員 それで、国立大学の場合は法律で移行するようになっていきますから有無なく移行するわけですが、病院もそうなんですけれども、県立大学の場合は別にやらなくてもいいわけなので必要があってやるということだろうと思うんです。それで、県立大学を法人化するメリットというのは、一言で言えば何が一番大きいのか教えてください。

高木私学文書課長 県では検討委員会を設置しまして、その報告をこの3月に出しました。その中で整理してございますけれども、一言で言いますと、効率的な大学運営を図っていくということでございます。

竹越委員 国立大学はすべて移行していますから、その移行の状況など、いろいろな報告と申しますか、本などもあります。その中でやはり大学だから、単なる運営の効率性以外にも、その先、研究とか教育について、より充実したものができるところが表に出てきてほしいなという感じがするわけです。そういう議論はなされたのでしょうか。

高木私学文書課長 今申し上げました効率的な大学運営が図れるという前提としまして、機能的な意思決定が図れるということがあると思います。そうしたことを通じまして、大学独自にさまざまなものが判断できますので、委員がおっしゃるような研究、教育機能の高度化というものにはかなり貢献することにはなると思います。ただし、検討委員会では、特にそういうものを議論してレポートの中に整理したということとはございません。

竹越委員 病院と比べてはいけないけれども、わかりやすいから言うと、病院のほうはスタッフの診療体制を拡充すれば、収入を増やすことも可能なわけです。ただ、大学の場合には、多分収入と言えは授業料など学生が負担するものと、県費の2つだけだろうなと思って、稼ぎ出すという余地はあまりないじゃないですか。そういう面で、効率的な運営というところについて何となくぴんとこない面があるんです。むしろ教育の面で、よりこういうところに効果が発揮できるということも欲しい。

今、大学などにはなかなか国の研究費などあまり出ないから、民間からも研究費などを調達していると聞いています。特に基礎物理学などにはあまりどこも出してくれなくて、大変なんですけど。それはそれとして、報告書をよく読んでみると、外部資金の導入の自由度も高くなっていると書かれている。先ほど申し上げた報告の県立大学の公立大学法人化に向けての基本的な考え方の中に、受託研究や優良事業などの外部資金の導入の自由度が高くなると書かれている。県立大学の場合、あんまりぴんとこない。もちろん看護学部にはあるのかもしれない。いずれにしても、どういうことを具体的にお考えになってのことなんでしょうか。

今申し上げた外部資金などの導入の話については、どんなことを考えられたのか。

高木私学文書課長 山梨大学は燃料電池の関係で、NEDOからかなりの委託を受けまして研究を進めております。そういうように、大学が持っている研究機能に基づいて、今申し上げたような公益的な団体を含めて、また民間も開発をしていけるようなものが県立大学にあれば、そういった分野で外部の資金も取り入れることができると思います。具体的に、今ここでどういうものがあるかというのはお答えができませんけれども。

竹越委員 県立大学の法人化については、特に大学の中でも異論というか、むしろ関連するような話が強いとも聞いておりますから心配しているわけでありまして。しかし、やはり県立から離れるということについては、特に地方の大学の経営というのはこれから学生も少なくなるときに、県立大学のあり方をこれまでもいろいろ考えてきてこういうふうになったわけですね。そういう面で、病院よりもむしろ県の直接的な支えがないととても運営できるものではないし、これから余計そういうものがようになってくるという感じがするんです。国立大学よりも地方の大学のほうが、大学の経営という面では大変だなと思っているわけであって、病院はどうなるかよくわかりませんが、ぜひそういう点をしっかり認識しておいていただきたいと思います。最後に、移行のスケジュールをお願いいたします。

高木私学文書課長 法人化は22年の4月1日を目標に進めております。今年度、県庁の内部でさまざまな事項を検討しまして、来年度になりましたら議会に幾つか議決をお願いするような形で考えております。今年、来年準備をして2年後に法人化になるということでありまして。

(健全化判断比率について)

竹越委員 わかりました。2年後という話ね。

では今度、別の話でもう一個。健全化判断比率というのが19年度の検査をもとに公表されました。財政健全化法に基づいて公表されました。それで、議会にはこうやって報告をいただきましたけれども、県民一般にこれだけ提供して、どれだけ理解できるのかわかりませんが、こういう資料をつくったということは、できるだけ多くの人に見てもらって、財政のことを考えてもらおうというのが多分意図だろうと思うんです。そういう意味で、県ではこの資料をどういうふうにして県民に知らしめていくのか。県のホームページを見たら、ちょっと検索の仕方がまずかったのかどうかわかりませんが、例えば県のホームページはどういうふうになっているのか。

福富財政課長 公表につきましては、もちろん議会にご報告をしまして、あわせて県庁ホームページにも掲載をしております。それからあと、記者への投げ込み等を通じまして、マスコミへの公表もあわせてしておるところでございます。

竹越委員 私どもがいただいた資料には計算された数字だけではなくて、そのもととなる数字、例えば一般会計の実質赤字額とか、あるいは公営企業会計の資金不足額というところを書いてあるからいい。計算された数字だけだと、ああ、そうかという程度になってしまって、なかなかわかりにくいじゃないですか。できるだけもう一歩手前の数字もお示しいただきたいし、欲を言えば、みんな専門的な話なので大変難しいんです。そう簡単に説明できないのかもしれないかもしれませんが、意味合いというのをわかりやすく、この指標はどういうことをあらわすんですよとい

うような解説もつけていただいておりますといいのかと思うのですが、そういう点についてはどうなのでしょう。

福富財政課長

各指標、今回は4指標なわけですけれども、複雑なバックデータがあって、それではできるだけわかりやすいようにということで作られた指標であります。そうはいつでも数字だけお見せすると、やはりそれはそれでまたわかりにくいということもございますので、公表に当たりましては指標の意味というもので、できるだけつけて公表するようにいたしております。さらには、説明しようと思うとまた専門的用語も重ねるとということもございますので、できるだけ間違いのないようにかみ砕いた形では書いておりますけれども、今後もそういった指標の意味をできるだけわかりやすく説明するものも添付するとともに、その指標だけではなくて、例えば中期見通しを出していく中でも、もう少し違う角度でわかりやすく説明できればという工夫もしながら説明していきたいと思っております。

その他

- ・各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」により11月12日までに提出し、11月17日及び18日開催予定の総括審査で、当日の意見とあわせて審査することとした。
- ・出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局については、経常経費のみであるため、執行部からの説明は省略する扱いとした。

以 上

決算特別委員長 保 延 実